

審判委員認定試験 学科問題 事前公開50問

**審判委員講習会
重点項目**

「弓道競技規則 平成28年4月1日改定版」並びに「弓道競技運営要領 平成28年度版」に関する問題です。

この中から25問選んで出題してください。

I 弓道競技規則より

第1章 総則

No.	典拠	
1	第2条 2)	()
2	第3条 1)	()
3	第3条 2)	()
4	第3条 2)	()
5	第3条 3)	()
6	第3条 3)	()
7	第4条	()
8	第6条 後段	()
9	第13条	()
10	第15条 1)	()
11	第15条 1)	()
12	第15条 2)	()
13	第15条 2)	()
14	第15条 4)	()
15	第15条 5)	()
16	第15条 5)	()
17	第15条 6)	()
18	第15条 6)	()
19	第15条 9)	()
20	第15条 9)	()
21	第16条 3)	()
22	第16条 4)	()
23	第16条 3)の(1)	()
24	第16条 6)	()
25	第16条 6)	()
26	第19条 4)の(1)	()
27	第20条(5)	()
28	第21条 解説	()

第2章 近的競技

第22条 3)	29 1射場での行射は、5名以内とする。	()
第23条(4)	30 的は、的紙（新素材：ビニールメッシュ等）を的枠に貼り付けたものとする。	()
第25条(1)(エ)	31 矢が的面にないはずれ矢に接触して的枠内にとどまった場合は、あたりである。	()
第25条(1)(エ)関連	32 矢が的面にあるはずれ矢に接触して的枠内にとどまった場合は、あたりである。	()
第25条(2)(ウ)	33 矢があたり矢を射て的枠外に出た場合ははずれである。	()
第25条(2)(オ)	34 矢が塗敷を掃いて的枠内にとどまったく場合は、はずれである。	()
第27条 2)B(キ)	35 遠近競射は新しい36cm霞的を使用なければならない。	()
第27条 2)B(ク)(ケ)	36 遠近競射が6名以上の場合は、複数の的で行ってもよい。この場合は測定具などを使用して判定する。	()
第27条 3)	37 団体競技における同中競射は、替矢から行うことができる。	()

第3章 遠的競技

第30条 1)2)3)	38 遠的競技の射距離は60mとし、1射場1つの的とする。1射場最大5名まで行射できる。	()
第33条 1)(カ)	39 遠的競技において的枠がなかった場合、矢が外周線にかかっていれば、中りとする。	()
第33条 1)(カ)	40 遠的競技において的枠がなかった場合、矢は外周線の内側に完全に入っていなければ、はずれである。	()
第35条 2)(1)B(オ)	41 遠的競技における遠近競射において、筈こぼれなどで射離されなかった矢は、最下位とする。なお、複数あった場合は同位とする。	()

第4章 禁止事項及び罰則ほか

第39条 1)(5)	42 進行委員および射場審判委員以外の者が射位の選手に近寄ることはできない。	()
第43条 1)	43 行射を妨げられた場合や、競技の運行・審判に異議ある場合は、個人の場合は本人が、団体の場合は監督が審判委員または進行委員に異議を申し立てすることができる。	()
第46条 2)	44 応援は、拍手のみとする。	()
第46条 3)	45 連続的な投光撮影は、主催者の許可が必要である。	()

II 弓道競技運営要領より

第 6条[3](2)②[4](2)②	46 射場間隔は、近的競技においては1.8m以上、遠的競技においては1.6m以上必要である。	()
第18条1①	47 近的競技の遠近競射において、的是1つで射場中央で行射するのが原則である。	()
第18条1②	48 近的競技の遠近競射において、複数的・複数位置で行射するのも可である。	()
第18条[3](1)①	49 近的競技の遠近競射において、判定の際は上座側に的前審判委員A・下座側に的前審判委員Bが蹲踞し、その横に的前委員長Cが立つ。	()
第18条[3](1)①	50 近的競技の遠近競射において、判定の際は上座側に的前審判委員A・下座側に的前審判委員Bが蹲踞し、その横に的前審判委員Cが立つ。	()